

事 務 連 絡
令和5年10月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」の周知に関するパンフレットの送付について

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒数が小学校及び中学校で約30万人、高等学校を合わせると約35万人に上り過去最高となりました。

文部科学省では、新しい不登校対策として、本年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめるとともに、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（4文科初第2817号）を発出し、学びの多様化学校を早期に全都道府県・政令指定都市に1校以上、将来的には分教室型も含めて全国で300校の設置を目指すとともに、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化等不登校児童生徒の多様な学びに関する取組等を促進いただくよう、お願いしてきています。

また、夜間中学については、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つ設置されることを目標としているところ、令和5年4月時点で、23都道府県・指定都

市に44校が設置されており、夜間中学を設置する都道府県・指定都市の数は年々増加しているところです。他方、令和2年国勢調査の結果により、未就学者のほか、最終卒業学校が小学校の者が全国的に多数存在することが明らかになりました。義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、外国籍の方などが再び学ぶ場として、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると思います。

一方で、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）の基本的な理念や不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等の趣旨が学校現場等に浸透していない実態があると認識しております。

こうしたことを踏まえ、この度、文部科学省において、こうした取組の基本となる教育機会確保法の基本理念や考え方、関係する通知等をまとめたパンフレットを作成し、改めて日常的に児童生徒と接する機会のある教職員を含め広く周知をお願いするものです。

つきましては、各学校等で本パンフレットを活用し、教育機会確保法の意義や基本的な考え方等について教職員の理解の増進が図られるよう、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所管の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知をお願いいたします。

記

1. パンフレットの活用について

本パンフレットは、不登校児童生徒の支援や夜間中学の設置促進等、教育機会確保法や同法の基本指針等の内容を8つのポイントとして整理し、まとめたものです。

教育委員会等におかれては、民間施設等とも積極的に連携しながら、教職員や民間施設スタッフ、保護者等に対して、教育機会確保法の趣旨が理解されるよう、研修会等で活用したり、学校に備え付ける等して周知していただくようお願いいたします。

また、パンフレットに記載の通り、夜間中学広報資料、不登校関係資料を文部科学省ウェブサイトに掲載しておりますので、併せて積極的にご活用くださるよう、よろしくお願いいたします。

2. 留意事項

本パンフレットの活用にあつては、教育機会確保法のみならず、教育機会確保法の基本指針や「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）、「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（令和4年6月1日）等も含めて、法の趣旨が適切に周知されるようご配慮ください。

なお、各教育委員会等において、わかりやすい既存のパンフレット等を活用している場合は、引き続きそちらを活用してください。

【本件担当】

（不登校児童生徒の支援等について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電 話：03-5253-4111（内線：3299）

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp

（夜間中学の設置促進等について）

文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室
義務教育改革係

電 話：03-5253-4111（内線：2007）

E-mail：syokyo@mext.go.jp